

(古谷議会議事務局長報告)

一 昭和四十八年第三回福生市議会議定例会の招集について

(別添参照)

二 議案の送付について (別添参照)

三 議案説明員の出席要求について (別添参照)

四 規約及び申し合せて就任の決定した委員の異動について報告 (別添参照)

五 昭和四十八年七月分例月出納検査実施結果報告 (別添参照)

参照

○議長 (石川信義君) 以上で報告を終わります。

○議長 (石川信義君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については議会議事運営委員会において検討されており、委員長から報告を願います。

(議会議事運営委員長 岩田 博君登壇)

○議会議事運営委員長 (山田博君) ご指名がございましたので報告を

いたします。

議会議事運営委員会は去る九月十三日午前九時から全委員の出席を得て開催し、議長から諮問されました第三回定例会の会期・日程等について協議いたしました結果、会期については本日九月二十日から十月二日までの十三日間として願います。ことに委員会では決定をいたしました。

理由といたしましては、提出案件は条例の一部改正二件、補正予算二件、決算認定二件、その外四件の合計十件で比較的少なく、全議案にわたり委員会付託としても十三日間で十分消化しうるものとして判断した次第であります。日程の順序につきましては、お手もとにご配付のとおりにお願います。

一般質問については三名の方に通告があり、その内容についてはお手もとにご配付のとおりで、会議規則にしたがい議案審議に先だってお願います。市民より請願及び陳情書の提出があり、議長において受理

され、追加日程としてお願いすることになっておりますので
お含みおき願います。

なお議案中、福生地区消防組合決算認定については、前年
度事業にかかる関係から、総務委員会に付託審査を願うこ
とにし、福生市土地開発公社については、福生市組織条例の
一部改正により、用地課が公社の事務を所管することになり
さらに第二日目に提出予定の委員会条例の一部改正に伴
う関連もありますので、これらの点を考慮に入れ、各市の
実情を調査し、種々検討をいたしました結果、当委員会と
いたしましては、これは建設委員会に付託し審査をお願い
することに全委員の意見の一致をみた次第であります。
以上が経過と結果であります。何とぞ議運の決定通り
議事がはこばれますよう願ういたしまして報告といたし
ます。

○議長（石川信義君） 以上で委員長報告は終了しました。
おはかりいたします。会期につきましてはただいま委員長

から報告されたとおり九月二十日から十月二日までの十三日
間と決定をいたしたいと思います。これにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

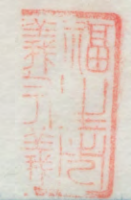
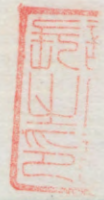
○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって会期は十三日
間と決定いたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第三一般質問を行ないます。

一般質問についてはすでに通告されておりますので通告
の順に発言を許します。十番松山清君。

（十番松山清君登壇）

○十番（松山清君） 保育園に関して質問をさせていただきます。
ご承知のように当福生市においては、保育園を求める人た
ちが年々増加をたどっております。今年度において、
私立の杉の子保育園が開設し、措置定員も増加されまし
たが、それ以上に保育園を求める人たちが増加していること



が実情だと思えます。

来年度においてはまた一、二の私立保育園が設立されることと聞きおよんでいます。福生市の保育園の状況は、保育園において福生市立が二、都立が二、私立四と、半数を私立に頼っており、措置数では私立が五〇％以上を示しております。来年度はさうにこのように私立の比重が増加の方向にあるわけがあります。しかし一たび状況を見ますと、私立保育園の状況を見てみますと、子供の待遇の問題、設備の問題等いろいろ悩みをかかえながら運営しているのが実情であります。現在福生市より補助金として園児一人当り月五百円が支給されておりますが、これとて十分ではありません。すでに保育の研修費等も少ないながら支出している自治体があるやに聞いております。

ある保育園においては施設が老朽化して修理代等かなりかさんでいるものと考えております。

例えば昭島市より管外保育として私立の保育園に

措置されている園児に対しては月千円以上を昭島市より補助金が出されているようであります。羽村町においては一人当り七百円支出されていると聞きおよんでいます。このように他市の状況を考えてみましても、福生市といいたしましても増額をする必要があると考えております。福生市の将来をなう子供たちを少しでも良い環境の中で成長できるように理事者の温かい配慮を切望するものであり、今後の補助金等のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に今年新設された杉の子保云月園についてどのように考えているかお聞きいたします。

杉の子保育園は四月より開園し、運営されております。

しかし、この園の運営においてはいくらか開園してから間もないということもあっても、子供を預けている父母にとって大きな負担をかけるようなことがあってはならないと思います。例えば八月において一部父母の声を聞いたが、特別に一週間の夏季休暇を取るということを決めてしまいました。ある母

親はこれにあわせて会社の休暇を取るためいろいろ苦勞し、又ある人は臨時の保育をしてくれる人をさがすために走り廻るという状態であります。働く父母にとって大きな負担となったことは想造にかたくありません。幸いこの夏^終休暇は福祉事務所の知るところとなり、一応形としては休みを取らないということになりましたが、しかし夏休みを中止する連絡は簡単なはり紙を、しかも休む予定の前日に休みを知らせるはり紙を門の前にはり出したということだけで終っております。休みを知らせるはり紙は門の前に大きくはり出されているにもかかわらず中止の知らせは別の所にはり出されておりました。又口頭や文書等では連絡をとらないでこういう状況で事実上の夏休みをしたということがあります。そういうことがあってよいものでしょうか。

又ならし保育においては、ある人の場合はなんと一か月近くの期間をとられており、途中で保母さんがもう大丈夫とい

っても園長が許可しないということもあり、又入っている保母さんが四月から八月までの五か月間になんと六人もやめてしまっております。これは保母さんの約半数が交替したことになります。これではあまりにも措置されている子供がかわいそうではないかと思えます。このような保育園の状況では杉の子保育園に措置された子供にとってまったく迷惑なことはないかと思えます。

その他いろいろ多くの問題点が多数あり、このような状況を放置しておいてはいくら私立とはいえ、又認可は福生市ではないとはいえ、措置されている子供は福生市民の子供であり、福生市民の多額の税金を使用されていることであります。しっかりした態度で実態を調査し改善するようにしてほしいと考えており、これに対する理事者のお考えをお聞きしたいと思います。

最後に福生市立保育園の特別保育でございしますが、今までの議会における市長ならびに福祉事務所長の答弁

にもみられるように、前向きな姿勢でこの問題に取り組むと言証を受けておりました。現実にはあまり進展していないのではなからうかと私は考えます。この問題にもっと真剣に、そして働いている保母さんたちの声を十分聞いて早急に実現するよう強く望む次第であり、理事者の考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上一般質問といたします。

○福祉事務所長（木田 猛君） それでは松山議員さんのご質問に対して自席からご答弁を申しあげます。

保育園の関係につきまして種々ご質問があったわけですが、たしかに公立四か所、私立が四か所でございます。いまして半分をお願いしている関係になっております。その他保育園の措置の問題でございますが、福生につきましては他市に比べまして、二十六市あるわけですが、保育率は福生市が抜群に保育率がいいわけでございます。これはかねがね議会等ご理解とご協力があるわけでございます。

福生市議会

います。来年度になりますと私立が二か所ばかりふえることと、一か所増員の話も出てあるわけでございます。そうしますといわゆる保育率が福生の場合には二〇％をこえるという、非常に環境にめぐまれた保育ができるのではなからうかと思っております。

児童福祉法の関係で申しあげますと、厳密に措置しなければならぬ子供はおそらく半分以上にへってくるという感じがしてくるわけでございます。したがいまして現在保育措置をする場合には十点の採点方によりまして、保育に欠ける順位の高い子供さんを保育しているわけでございますが、幸い施設に余裕がわりあいありますので低いかたでも措置しているということになります。それがかえって尾を引まして、あそこの子供が入れたので私の子供も入れるのではなからうかというような希望的な観測がでて、保育園数もあがっていくという逆な結果も出てくるわけでございます。他市に比べ非常に保育率が高いということは市民に

とっては幸せではないかと思うわけでございます。

それから補助金等の関係でございますが、各市それぞれ施設のよりましていろいろな方面でそれぞれやっておりますが、福生といたしましても一応保育園を造る場合に建築費の補助金、それから振興補助金というものがあるわけでございますが、他市に保育を委託している子供、市内に保育している子供と差別をつけないように、差がないようにやっているわけでございますして、各市それぞれの方法によって差があると思いますが、一応市の保育園と措置している子供と同額を出すと、これを他市に保育している子供に余けい出すということではできませんので市で措置している子供と同じようにやっているわけでございます。現在ではそのような方法で市で措置している子供と同じ補助をやっている次第であります。

それから杉の子保育園の関係でございますが、たしかに松山議員さんのおっしゃるとおり八月に起きまして一斉休日と

いうことが起ったわけでございますが、実施する二日前の

夕方私どもに連絡が入ったわけでございますが、その日に園長を呼びまして理由を聞いたわけで、しかし理由はどうかと休園ということとは法的に認められないし、私どもも困るわけでございますので、早速事情を説明したわけでございます。問題のどうでございますが、一斉休園という事態が違法なものでございますので、その一斉休園を回避したわけでございますが、一斉休園を取りやめまして、子供さんをお預りいたしますと、違法なことをわざわざ外に、子供の誘拐等まねくために各保護者には、それぞれ園の方に朝夕には来ていただいておりますので、それです。したがって玄関で子供を渡したり送ったりしているわけで、玄関に書いてはりましたということに指示をし、そのようになつたわけでございます。急なことでございますので一日の余裕しかないということですが、すぐはり出しまして、それを私どもも確認をしております。一応困っているかたに対しましては

保育をさせたということが現実にあつたのでございますが、今後われわれといたしましても民間保育園の監査・監督はできませんけれども、市民の子供を市長名でお願いをしていろいろわけでございますので、私どもの指導等につきまして法的な問題もでございますが、いろいろかげから援助していきたいと考えております。

それからならし保育の関係でございますが、たしかに各保育園とも子供さんを預った場合に、その子供さんの性質等によりましてなかなかない子供もあるわけで、一月たっても親からはなれると泣きだす子供もあるわけでございます。その辺のところを園長も考慮をしたこともあるんじゃないかと考えるわけでございます。したがって、この問題等につきましては例年四月から五月にかけて問題がおこるわけでございます。杉の子保育園に限らず各保育園全部でございます。その点につきましてもなるべく早く子供さんが保育になれるよう私も各保育園に対

してお願いしていきたいと考えているわけでございます。

それから保育の問題でございますが、公立の保育園といったしましても保育の獲得は非常に困難なわけでございます。絶対数の有資格者がたりないというのが現状でございます。まして民間施設におきましてはなかなか待遇面におきましていろいろ問題が多いわけでございますが、これも東京都の援助によりまして一応本俸につきました。では東京都の職員と同じように補助金を出すということが決まりました。これが三年計画で終るわけでございます。ただし資格者の問題で、前から保育の資格をもってゐるものは認めるということで、その他無資格者は認めまいということでした。が、本年から幼稚園教諭の免許をもってゐる保育士に對しましては有資格者と同じく給与し、公の都の給与規定と同じに出すということでございます。これは幼稚園教諭の免許をもつてゐるものを保育に認めたということではございませんで、補助金上に認めたということでございます。

われわれといたしましては、市民の大切な子供さんを預る保育園ですので、そこに働く職員につきましては非常に問題があるわけですが、特に民間施設につきましては経営上の問題等がありますので、保母の退職があったと聞いております。いわゆる保育園に対する保母の協力の問題があります。いかなるわけかと考えられまして、福祉施設に働く人でございますので、その点を理解して働いていただかなければ困るということ、敷正理したということをお願いしております。こういう問題につきましては、東京都におきまして待遇面についていろいろ考えてあるわけでございます。私もそういったましても、なんとか指導していきたいと考えてあるわけでございます。市立保育園の問題でございますが、一応現場に働く方々の待遇改善という面、保母だけではございませんけれども、一週間の勤務時間は四十八時間でした。これを四十四時間にしようということ、保母の増員をはかったわけでございます。幸い増員がはかれ、一応今まで四十八時間でした。

が、四十四時間にしたわけでございます。なお子供の保育時間といたしましては、原則といたしまして一日八時間ということがございまして、一週四十八時間という問題があるわけでございます。そこで保母を増員いたしました。時差出勤ということで話し合いを進めてきたわけでございます。

一応話し合いができてまして、正式には十月から現在の保育時間が八時から四時半まででございますが、これを五時までにもっていきたいということでございます。

ただし三十分間の延長でございますけれども、誰でも認めるということではございません。一応保母のいわゆる労働条件等がございまして、福祉事務所長が認めたものについては五時まで保育時間を見ていきたいと考えております。なお土曜日につきましても保育時間は同じでございます。週休二日制の問題も出てあるわけでございますが、一応そのようなことで、現在話がまとまってきたわけでございます。真に困っている子供につきましては、これもやはり数に制限がござい

いますが、その点のところで発足していききたい。
さらにいろいろな点が出てきましたらまた話し合いをし
て進めていきたいと考えておるわけでございます。

以上保育園関係についての答弁といたします。

○十番(松山清君) 自席から再質問させていただきます。

最初に私立保育園に対する補助金の問題ですが、これ
は他市におきましても例えば保育士の研修費とか、園の修
繕費、そういう名目でかなり援助がされておる現状であ
ります。府中市の場合園の設立費と園児^たに対して月五百
円という状況で、これも非常に他市に比べたら下回っている
という状況だと思います。そういう点で今後福祉事務所長
から、これからどうしていくかという考え方をお聞きできな
かったのですが、市長として私立保育園に対する補助の問
題についてどのような方向にもっていくのかお聞きしたい
と思います。

それから杉の子保育園ですが、いろいろ福祉事務所長も

お骨おりにしていただいておりますが、もっと実態をつ
かんでいただきたいと思うわけでございます。夏休み問題等
についてまたしかにはり紙は出されたわけでございますけれ
ども、実際に夏休みを返上したということになっておりますが、
実際にその期間出勤したのは園長夫婦と新しく入った保
母さん一人と聞いております。実際三人で百名近い児童を
みるということができない現状であるわけでございます。す
でにそういう父母に知らせないということとを前提にして夏休
みを表面上はやめたということにすぎないのではなからうか
と私は考えるわけでございます。今後十分状況をおりあら
べると調査をしていただきたいと思いますが、その点お聞き
したいと思います。

それから特別保育の点でございますが、十月から八時から
五時までということとで実施されるということとでございますが、特別
保育は長時間になるわけでありまして、今後人員等の募
集等をしなければできないと思っておりますが、保育士のいろいろ

の要項を十分福祉事務所長としてお聞きしていただき、そして五時半また六時頃までにできるように努力していただきたいと思っておりますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○福祉事務所長(森田 猛君) 杉の子保育園の夏休みの問題と特例保育についてご答弁いたします。

杉の子保育園の夏休みの問題でございますけれども、実際私どもが市の保育園を運営しているわけでございますが、夏休みに入りますと中学校や高校等も夏休みになりますと家にいるので実際私どもの例をみますと定数の半分になるというのが実状でございます。おそらく私立保育園も私どもとそう変わらなと思います。そうしまして、杉の子保育園の場合たしかに急なことで申しわけないわけでございますが、私もその実態を見にいったわけですが、子供さんが何人か保育していたということ、それから先ほど申しあげましたが、一斉休園はあり得ないわけでありますので休園のビラをすぐはかせと、それから休園中止のビラを出せと

いうことが一番適当ではないかということを出されたわけでございます。たしかに三人でやっておりますが、非常に夏休みに入って出席率が悪いわけでございます。その辺のところを、ご勘案を願ひまして、実際の休園は取りやめたということ、がございしますので、今後私どももこういうことがないように、嚴重に注意していきたいと思ひます。

市の保育園の特例保育の問題で、正式に特例保育と申しあげますと前後一時間ということが決りでございます。これをやるには職員確保の問題等がございしますので、保母の確保、財源的な問題、それから実際的に必要とするかどうかという問題もあるわけでございますので、これらを一応調べていきたいと考えております。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) ご質問にお答えいたします。

補助金の問題でございますが、先ほど所長が申しあげましたとおり、福生におきましては保育園の数からまいりまして、